

平成 30 年 7 月 31 日

お客さま各位

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社

平成 30 年 7 月豪雨における被災者の皆さまへの対応に関するお知らせ

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた方々ならびに関係者の方々には、心よりお見舞い申し上げます。

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社（以下、当社）は、金融庁より 2018 年 7 月 13 日付で公表されました「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」に基づき、今般の平成 30 年 7 月豪雨における被災者の皆さまの生活支援に少しでもお役立ていただくため、災害救助法適用地域の市町村に居住する被災者の方に対する震災対応につきまして、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 「収入証明書類」に関する提出期間の緩和

貸金業法により、当社を含めた貸金業者から一定額以上のお借入があるお客さまもしくは過去に収入証明書類を提出いただき一定期間経過したお客さまにつきましては、通常「2 ヶ月以内」に収入証明書類のご提出をいただいておりますが、被災者の皆さまにつきましては、収入証明書類の入手・提出が困難な場合を想定し、提出の期間を「6 ヶ月以内」とさせていただきます。

【開始日】 2018 年 7 月 30 日

2. 「個人事業主向け貸付」に関する契約手続きの緩和

個人事業主のお客さま向け商品「自営者カードローン」について、通常当該お客さまの「事業計画・収支計画・資金計画」に照らし合わせた上で審査をおこなっておりますが、被災者の皆さまにつきましては、計画の策定・提出が困難な場合、計画に替わり、簡素な情報（現状の確認等）の確認により、審査をおこなうこととさせていただきます。

【開始日】 2018 年 7 月 30 日

また、当社は、返済期日の延長や元金・利息の減免等、被災されたお客さまの個々の状況等を踏まえながら、柔軟に融資や返済に関するご相談を承っております。

被災地の皆さまの一日も早い生活基盤の安定、被災された地域の復興をお祈り申し上げます。

以上



■ 携帯電話・PHSからもご利用可能です。